

国民生活審議会
第8回消費者政策部会
議事録

内閣府国民生活局消費者企画課

国民生活審議会第8回消費者政策部会

議 事 次 第

日 時：平成17年3月31日（木） 10:00～12:02

場 所：中央合同庁舎4号館共用第4特別会議室

1. 開 会
2. 諮 問（「消費者基本計画の案」について）
3. 討 議
4. 閉 会

配 布 資 料

資料1：「消費者基本計画の案」について（諮問）

資料2：消費者基本計画の案（素案からの変更点）

第 19 次国民生活審議会消費者政策部会委員

(敬称略、50 音順)

部会長	落 合 誠 一	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委 員	石戸谷 豊	日本弁護士連合会消費者問題対策委員会前委員長
	大河内 美 保	主婦連合会常任委員
	大 村 敦 志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	大 村 多 聞	三菱商事株式会社理事
	品 川 尚 志	日本生活協同組合連合会専務理事
	島 田 京 子	日産自動車株式会社グローバル広報・ IR 部コミュニティリレーションズ担当部長
	高 橋 伸 子	生活経済ジャーナリスト
	高 橋 宏 志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	田 村 次 朗	慶応義塾大学法学部教授
	津 武 欣 也	毎日新聞社編集委員
	長 田 三 紀	東京都地域婦人団体連盟事務局次長
	糠 谷 真 平	独立行政法人国民生活センター理事長
	原 早 苗	埼玉大学経済学部非常勤講師、青森大学経営学部非 常勤講師
	樋 口 公 啓	東京海上日動火災保険株式会社相談役
	古 川 芳 久	東京都生活文化局消費生活部長
	松 本 恒 雄	一橋大学大学院法学研究科教授
	三 木 浩 一	慶応義塾大学法学部教授
	御 船 美智子	お茶の水女子大学生生活科学部教授
	山 本 豊	京都大学大学院法学研究科教授
	渡 邊 和 夫	日本食品関連産業労働組合総連合会会長

以上 21 名

第 19 次国民生活審議会第 8 回消費者政策部会出席者

(敬称略、50 音順)

部会長	落 合 誠 一	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委 員	石戸谷 豊	日本弁護士連合会消費者問題対策委員会前委員長
	大河内 美 保	主婦連合会常任委員
	大 村 多 聞	三菱商事株式会社理事
	品 川 尚 志	日本生活協同組合連合会専務理事
	高 橋 伸 子	生活経済ジャーナリスト
	高 橋 宏 志	東京大学大学院法学政治学研究科長
	長 田 三 紀	東京都地域婦人団体連盟事務局次長
	糠 谷 真 平	独立行政法人国民生活センター理事長
	原 早 苗	埼玉大学経済学部非常勤講師、青森大学経営学部非常勤講師
	樋 口 公 啓	東京海上日動火災保険株式会社相談役
	古 川 芳 久	東京都生活文化局消費生活部長
	松 本 恒 雄	一橋大学大学院法学研究科教授
	三 木 浩 一	慶応義塾大学法学部教授
	御 船 美智子	お茶の水女子大学生活科学部教授
	山 本 豊	京都大学大学院法学研究科教授
	渡 邊 和 夫	日本食品関連産業労働組合総連合会会長

以上 17 名

事務局 田口国民生活局長、山田審議官、中村審議官、後藤総務課長、白川企画課長、服部消費者企画課長、勝見消費者調整課長、鈴木企画官、丸山課長補佐

○落合部会長 それでは、定刻になりましたので、第8回の「国民生活審議会消費者政策部会」を開催いたしたいと思えます。

お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございました。

本日のメインテーマは消費者基本計画というものでありますが、この消費者基本計画につきましては、昨年以來ずっと本部会において審議を重ねてまいったわけでありましてけれども、このたびお手元に配布されております資料1のとおり、消費者政策会議会長から当審議会に対して消費者基本計画の案についての諮問がなされております。

そこで、本日の部会では消費者基本計画の案について意見をとりまとめたというふうを考えております。

まず、最初に事務局の方から「消費者基本計画（案）」につきまして、素案からの変更点というものを中心に御説明をお願いしたいと思います。それでは、お願いいたします。

○服部消費者企画課長 お手元の資料2に従いまして、御説明させていただきます。

消費者基本計画の素案に関しまして、平成16年12月28日から平成17年1月末日まで国民からの意見募集を実施いたしました。消費者団体、消費者生活相談員、弁護士など106の個人、団体から意見をいただいているところでございます。

項目といたしましては、消費者契約の適正化、消費者教育の推進、安全の確保について多数の意見をいただいております。これらの意見につきましては、可能な限り計画に反映させるよう、検討、調整してきてまいりました。これらを経てお示しさせていただくものが本日の案でございます。変更点を中心に御説明をさせていただきます。

まず「目次」をごらんいただきたいと思います。

消費者政策の重点に関しまして（7）といたしまして「環境に配慮した消費者一人ひとりの取組みの促進」を追加しております。

また「計画の実効性確保」に関しまして「消費者基本計画推進体制の充実・強化」を盛り込んでおります。

次のページでございます。

「具体的施策」に関しまして（8）の⑥でございますが「企業の社会的責任への取組みの促進」を追加しております。

消費者政策の基本的方向、2ページ目をおめぐりください。

「（2）消費者の自立のための基盤整備」のところでございますが、京都議定書が発効しましたので、地球温暖化防止等環境問題の重要性がますます高まっていること、こうしたことを踏まえまして、消費者一人ひとりの環境問題への取組みを促すことを明示しております。

また「【課題】」につきまして、③のところでございますが、消費者教育に関連いたしまして、3ページの右上、消費者教育の体系化を盛り込んでおります。

また④といたしまして、「環境に配慮した消費行動の促進」を挙げております。

次に「（3）緊要な消費者トラブルへの機動的・集中的な対応」のところでございます

が、偽造キャッシュカード問題、フィッシングの問題、これらを盛り込んでおります。

「【課題】」につきましても同様に扱っております。

次に4ページでございます。

「リコール制度の強化・拡充」でございます。前文のところ、消費者が危害・危険情報を素早く入手し事故を回避できるようにと、こういうふうに重点の考え方をよりわかりやすくさせていただいております。他の重点に関する、いわゆる前文につきましても同様の趣旨により記述を増やさせていただいております。

次に、①自動車のリコールに関するところでございます。消費者等に対して不具合情報の提供を呼びかけるなど、情報収集体制の強化に取り組む。これを追加しております。また、これらの情報に基づいてということで趣旨を明確にしております。

次に、5ページ②のところでございます。事業者から報告させる仕組みの検討でございます。まず、消費生活用製品につきまして電気製品等を含むということを明確にしております。

また、食品等の分野についても盛り込むべきとの御意見を多数いただいております。食品分野につきましては、平成15年に法律改正していることを踏まえ、ここの2つ目のポツでございますが「食品、医薬品・医療機器に関して、現行制度の施行状況を注視しつつ、制度の見直しの要否を含め点検する」、これを追加しております。

③のところでございます。タイトルにつきましては趣旨を明確にしております。

「あり方」のところでございますが、これ以降も同じようなところで下線部を引いてございますけれども、これは漢字を平仮名に直したということでございます。

次に7ページ「食の安全・安心分野におけるトレーサビリティ・システムの普及推進」②でございます。実施時期につきまして、従来、平成17年度以降継続的に検討するということとしておりましたが、ここにありますように実施時期、実施内容というものを明確化しております。

次に9ページでございます。

「分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり」でございます。特定商取引法に関すること③を追加しております。この法律に関しましては、消費者団体訴訟制度に関しまして、検討対象に含めるべきとの御意見を多数いただいておりますが、昨年民事ルールの大幅な強化を始めとする法改正が行われたところございまして、当面は改正法の普及、利用促進に努め、その効果を見極める必要があると考えております。

こうしたことをも踏まえ、③といたしまして「特定商取引法の厳正な運用」ということを追加しております。

次に11ページ「消費者団体訴訟制度の導入」でございます。

初めのポツのところでございます。2つ目のポツとある意味でバランスを取る形で消費者契約法を基本としてということを入れております。

12ページ「学校や社会教育施設における消費者教育の推進」でございます。

「①内閣府・文部科学省間の連携の強化」のところでございます。連携内容について具体的に記述すべき旨の御意見をいただいております。これを踏まえまして、下記②から⑤の施策を強力に推進するとともに、地方公共団体等との意見交換、消費者教育の先進事例の普及等を行うということを盛り込んでおります。

次に②に関してでございます。御意見の中で、消費生活相談員の活用を図るべきということ多数いただいております。こうしたことを踏まえまして、消費生活相談員をはじめとする外部の専門家の学校や社会教育施設への受け入れの円滑化を図るということを明記しております。

次に「『出前講座』実施の専門家育成」でございます。これは育成プログラムの策定に関するところでございますが、実施時期につきまして18年度から19年度にしております。これは⑤の「消費者教育の体系化」ということを新しく盛り込んだことに伴いまして、両者連携して進めていきたいということで、実施時期を変更しております。

④、2つ目のポツでございます。金融広報中央委員会の重要性につきましての御指摘、御意見をいただいております。これを踏まえて追加しております。

⑤のところでございます。「消費者教育の体系化」を実施すべき、取り組むべき旨の多数の御意見を踏まえまして、このように消費者教育の体系化を図り、またこれに基づく消費者教育の推進方策について検討するということを明記しております。

次に14ページでございます。

「環境に配慮した消費者一人ひとりの取組みの促進」でございます。地球環境問題の解決には、消費者一人ひとりの取組みが重要であると。こうした取組みを支援するためといたしまして、①から⑤の施策を挙げております。

「①消費者によるCO2削減に向けた環境配慮行動を呼びかける『国民運動』の展開」というものでございまして、集中的なキャンペーンや普及啓発・広報活動を行うということでございます。

「②循環型社会に向けた3Rの普及啓発」。リデュース、リユース、リサイクルを呼びかける普及啓発を重点的に実施するというものでございます。

3番目「環境教育の推進」。家庭生活における環境保全への取組みを支援・奨励するため、環境教育教材の提供や先駆的な取組みへの表彰を行うというものでございます。

次に15ページでございます。

NPO・消費者団体等が実施する省資源・省エネルギー等に関わる先駆的な実践活動や普及啓発活動を支援することも盛り込んでおります。

④情報提供の対象となる品目を拡大すること、また事業者等の環境情報の提供に関しまして、その方法や内容等の望ましいあり方について検討するということを盛り込んでおります。

「⑤消費者に身近な化学製品に関する危険有害性情報の提供と理解の促進」といたしまして、分類表示ルールの導入についての検討。

また、化学製品中の化学物質とその環境リスクに関して、正確でわかりやすい情報の提供や人材育成・派遣等を通じたリスクコミュニケーションを推進する旨を記述しております。次に 16 ページでございます。

前文の第 2 パラグラフのところに日本司法支援センターというものがございます。これにつきまして、何らかの説明がほしいと、説明が必要ではないかという御指摘を踏まえまして、脚注という形で 14 でございますが、明記させていただいております。

18 ページでございます。

「緊要な消費者トラブルへの対応」の事項でございます。IT の急速な進展、発展に伴い、消費者トラブルが増加していることを踏まえ、まず IT の進展に伴う社会問題への連携体制の強化ということを明記しております。IT 安心会議において国内外の情報を収集・共有するとともに、対応策を広く国民に周知するというところでございます。

また右側の部分でございますが「偽造キャッシュカードによる被害の防止・救済」「フィッシングの防止」についても、追加させていただいております。

次に 20 ページでございます。

「計画の実効性確保」に関連いたしまして「消費者基本計画推進体制の充実・強化」。消費者政策会議を中心に政府一体となって、計画を強力に推進すること。この推進に当たっては、内閣府を中心に関係省庁間の緊密な連携を図ること。各省庁において、消費者政策の推進機能を充実・強化すること。各省庁において、広く関係者の協力を得るため、消費者政策の対外窓口部署を明確にすることを盛り込んでおります。

21 ページ以降、これは具体的施策でございます。今、申し上げた部分と重複する部分もございまして、その点につきましては省略し、御説明を続けさせていただきたいと思っております。

「安全基準の整備・拡充」に関しまして、これは 24 ページでございます。

医療用医薬品のリスク等の評価に関する事項を追加しております。

また 25 ページでございます。

PL 法に関しまして、同法の施行状況を評価するとともに課題を整理することを追加しております。

「消費者契約の適正化等」に関連いたしまして、28 ページでございます。

「共済事業の適正化」「住宅トラブルの未然防止」を挙げております。

30 ページをごらんいただきたいと思います。

表示に関しまして、まず「表示ルールの充実」といたしまして、食品の表示に関する共同会議に関すること。

また、外食の原産地表示に関することを追加しております。

31 ページでございますが「表示制度に係る普及啓発等」という項目を設け、健康食品に関すること。また、防犯に関することを追加しております。

次に、32 ページでございます。

「公正かつ自由な競争の促進等」といたしまして「公共料金に係る規制の見直しの推進」を盛り込んでおります。

また 33 ページ、情報の提供に関しまして具体的にという御指摘がございまして、これを踏まえまして「効果的な情報提供の推進」に関する事項を新しく盛り込んでおります。

次に「消費者教育の推進」に関する事項でございます。35 ページです。

下から 3 つ目でございます。企業における社員に対する研修に関する事項を盛り込んでおります。

38 ページ「消費者被害の救済」に関することでございます。

39 ページの一番右の上でございますが、「『金融サービス利用者相談室』の設置」を追加するとともに、5 番目のところ警備業務に関する苦情の解決業務が円滑に行われるよう支援すること。

また「原因究明テストの推進」「多重債務者の救済」についても取り上げております。

次に 40 ページ、IT に関することでございます。

一番下のところでございますが、迷惑メール追放のための官民連携施策について、新しく盛り込んでおります。

41 ページ、これは一番下のところでございますが、情報セキュリティに関する基礎知識の普及ということを挙げております。

また 42 ページでございますが「個人情報保護の推進」。これにつきましても、盛り込むべきという御意見を踏まえまして、このような形で明記させていただいております。

更に「電気通信サービスに関する消費者問題への機動的対応」といたしまして、電気通信消費者支援連絡会、ちょっと脚注で内容を明記させていただいておりますが、このことを追加しております。

次に「国際的な連携の確保」でございます。

O E C D 消費者政策委員会への参加を新しく追加しております。

また「国際標準化機構（I S O）規格の整備への参画」につきましては、ここにおきましても再掲させていただいております。

次に「環境の保全への配慮」でございます。先ほど申し上げたもののほか、46 ページの「環境の保全に配慮している商品の広告表示の適正化」ということに関連いたしまして、リサイクル材使用に関することを取り上げております。

次に 48 ページ「国民生活センターの中核的役割」といたしまして、49 ページの右の上「消費者団体、事業者団体、N P O 等との連携強化」に関する事項を入れております。

また最後に「企業の社会的責任への取組みの促進」といたしまして、このような形で具体的施策を明記させていただいております。

駆け足になりましたが、説明は以上でございます。

○落合部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等がございましたらお願いし

たいと思いますが、いかがでしょうか。

石戸谷委員、どうぞ。

○石戸谷委員 本日付でこの諮問が出ているということなんですけれども、今日はそうしますと、この諮問に対して審議会の意見をまとめるという意味合いなんでしょうか。何かちょっとその辺のことを、まずどういうことを何を審議するのかというのをはっきりさせていただきたいと思います。

○落合部会長 そういう趣旨だと思います。つまり消費者基本法に基づいて消費者基本計画というものがつくられると。その決定は、勿論消費者政策会議が案を作成して閣議で決定するという形になっておりますが、それについては国民生活審議会の意見を聴くということになっているので、その意見いかんということが正式に出されたということで、審議会の意見はこういうことになるということをお聞きいただき、本日御議論いただこうと、こういう趣旨であります。

○石戸谷委員 基本法の解釈運用の問題だと思うんですけれども、27条3項を見ますと消費者政策会議は消費者基本計画の案を作成しようとするときは、国民生活審議会の意見を聴かなければならないとなっているんです。もう意見をずっと議論をしてまとめてしまって、あとは閣議決定にかけるだけだという段階になって、その当否についてということをお聞きしたいというふうな図式ではないと思うんです。

本来27条3項で予定しているのは、消費者政策会議が消費者基本計画の案を作成しようとするときに、まず国民生活審議会の意見を聞いて、それについて国民生活審議会の方で、例えばいろいろあると思いますけれども、内閣府がリーダーシップをとって省庁間のものをまとめてほしいとか、いろいろな基本的要望というものがあると思うんですけれども、そういうものを国民生活審議会として意見を出して、それに基づいて基本計画の案を作成しながら、国民生活審議会の意見を尊重しつつまとめていくという意味合いで、27条3項というのが入っているんだと思うんです。これは改正法で入ったと思うんです。

これは立法経過からして、一元的行政組織というのが入らないけれども、内閣府の方に置かれる消費者政策会議が、できるだけリーダーシップをとって一元的にまとめていくという、これでいけるんだというふうな考え方の中で、では国民生活審議会の方の意見で多様な意見、消費者側の意見、要望なんかも、そこでまとめて出してもらって、それに基づいて基本計画をまとめていくという趣旨だと思うので、31日の本日の段階になって突如諮問があって、それを今日答申をまとめるというふうな運用というのは、私としては適当ではないと思います。

もし、そういうことで答申をまとめるんだとすると、答申の中身について議論しなければいけませんけれども、原案も資料も何も出ていなくて、どうやってまとめるのかというふうなこともありますので、こういう運用の在り方というのは適当でないと思います。

○落合部会長 今、御意見がありましたけれども、今の意見は石戸谷さんもよく知っているとおり、この基本計画の案については、実はこの部会はまだ何回も議論をしているので

す。まさに、消費者基本計画については消費者基本法ができてから、議論が可能になった段階から消費者政策部会では取り上げて、具体的な内容についてどういうことを盛り込むかも含めて議論を重ねてきて、本日はまさにそういう意味では今までの議論の積み重ねについて、総まとめという形で政策会議会長の方から書面が出ているというだけの話で、本日突然消費者基本計画の案について議論をしようという問題ではなくて、既に石戸谷さん自身も何回も発言されているとおり、これまで何回も部会を開いて可能な限り、この点については議論を重ねてきたわけであって、本日突然この問題を白紙のまま取り上げて議論をするというような状態ではないわけなので、そこはちょっと誤解があるのではないかなと思います。

したがって、文書の形式、その他形式的な事柄からすれば、確かに本日答申案が出たという点は事実でしょうけれども、それに至るまでの間に、この審議会で御意見を出していただいた上に国民からのパブリック・コメントにも付して、それに基づいてそれらを反映すべく努力して、ここまで議論してきたわけなので、ただ、ちょっと受け止め方が私にはちょっと理解できないような要約であったと思います。

ですから、そういう意味では本日突然議論するわけではなくて、皆様御存じのとおり議論をし、パブリック・コメントも経た上で、更にまとめの意見をここで闘わせようと、そういう段階になっているんだということを十分御理解願いたいというふうに思います。ただいまの石戸谷委員についての発言については、部会長としてはそのように理解しております。

ほかに御発言ございますか。

○石戸谷委員 私も何か議論を突然今日は始めて云々ということを申し上げているつもりはなく、そういう事実もありませんので全くないんです。

ただ、それは各個人が個人としての意見を述べているだけで、国民生活審議会の意見を聞くといったときに、会議体としての国民生活審議会の意見はこうですというふうなものをまとめるというふうな形でやってきていなかったわけですので、初めてここで国民生活審議会としての意見をまとめるということになるわけです。それを申し上げているんです。

だから、各個人がそれぞれの意見を単にいろいろな意見があって多種多様な意見で、相矛盾するものもあるし、だからそこは何のまとめもなくずっときているわけですから、早い段階で国民生活審議会の意向としてはこうですと。これをいう方針でやってほしいということを述べるとというのが、この27条3項の意味であるし、国民生活審議会の役割とか責務だと思っているから、今のような発言になったわけです。

○落合部会長 いやいや、だからまさに法律の規定に基づいて御議論を今まで願ってきたわけなのであって、したがって突然議論をお願いして、意見をまとめるというようなことではないということ、これは石戸谷委員も異論はないわけですね。どこが問題なんですか。

○石戸谷委員 いえいえ、だから冒頭から同じことを申し上げているんですけれども、国民生活審議会が基本計画をつくるに際して意見を述べるときに、非常に消費者政策の基本

となるものであるから大変重要なものだと。できるだけ内閣府がリーダーシップを取って一元的にまとめていかなければならないと。

勿論、消費者政策会議が原案をつくるわけで、それはそれで構わないんです。それに対して国民生活審議会としてこういう基本線で、かつこういう重要な問題については是非前向きに取り組んでほしいという意見を会議体としての国民生活審議会が消費者政策会議、原案をつくる側に出して、各個人がばらばらに意見を言っているのではなくて、それを受けて事務局が各省庁との調整に当たるという図式で、国民生活審議会の意向がこうだからというのを踏まえつつ、各省庁でなかなか調整が難航するようなこともあるでしょうけれども、国民生活審議会の意向がこうだから、これをこういうふうにやってほしいという格好でまとめていくという図式というか、役割がこちら側としてあったのではないかということも申し上げているので、意見としてさまざまな意見が出ている、それは当然承知しています、私もそのつもりで言っているんです。

○落合部会長 いや、だから消費者政策部会で議論をしているということは、まさに消費者基本法に基づく意見を聞いているということなんです。ですから、今までこの問題について何回も部会で議論をしましたけれども、その議論は単に勝手にそれぞれが意見を言っているというのではなくて、あくまでも消費者基本計画の案を策定するについて国民生活審議会の意見を聴かなければならないという法律の規定を十分考慮して、それに基づいて議論を続けてきているわけなので、本日突然議論を始めましょうというわけではなくて、もう既に法の規定に基づく議論を積み重ねてきて、本日がまとめの日に至ったということなので、石戸谷委員だって今まで発言されている中の趣旨は、国民生活審議会の意見を聴かなければいけないという法の規定の趣旨に基づく中で意見を言われてきたんだというふうに私は理解しておりますし、それが部会としてこれを何回も議論してきた経過からしても、その点は明らかであるというふうに考えております。

品川委員、どうぞ。

○品川委員 経過と内容については、私も落合委員長と同じように理解しております。ただ、やや私どもの物事の進め方としてげげんな思いがするのは、今日3月31日の日に小泉総理大臣から諮問が出されたという進み方になっているものですから、そのところは進め方としてやや理解しがたい部分はある。

私の理解からすると、むしろこの消費者政策部会で、第1回目の論議をする時点で、諮問が出されていて、その諮問に基づいて何回か論議を重ねてきて最終日の今日を迎えるということであると、すんなり気持ちの上では落ち着くのだけれども、諮問文書自体が今日付だということが、ややげげんな思いがするというところでございます。内容的には委員長がおっしゃるとおりの経過できているというふうに理解しております。

○落合部会長 それでは原委員、どうぞ。

○原委員 私どもがこの政策部会の委員として参画をしてきて、やはり一番大きかったのは消費者基本法の制定と消費者基本計画策定の場面に関わるというところで、非常に責任

が大きいと考えております。

そういう意味で言えば、内容については既にここでも議論をしてきた中身ということもありますし、パブリック・コメントも取られているということがあるようですけれども、消費者基本計画を策定して、これから進めていく上での制度設計についての議論というのは私は大変不十分だったと考えていて、そういう意味から言うと、今のお二方から御発言があったとおりのような私は認識になると思います。

同じ内閣府の中に規制改革・民間開放推進会議というのが設けられていますけれども、こちらはやはり会議の委員が主体で、委員発で今年度はこういうことをしようということ提案をして、それをもって事務局が各省庁との調整をしてみると。何度も検討を重ねて、それでようやく年度末に、今年度の結論と次年度の方針を出すということの作業をやっているわけで、総合規制改革会議と国民生活審議会とは、同じ構造というか審議会の位置づけとしては同じと聞いておりますので、私としてもやはりリーダーシップというんでしょうか、発議はやはり委員にあるということで、ここをスタート時点、国民生活審議会をスタート時点というふうにさせていただきたいと。その上で、各省庁との調整とか政党とかの調整に入られるべきで、そこでのまた検討というのを積み重ねられるべきだと考えております。

○落合部会長 ちょっと後で、また局長の方からも答えていただきたいと思いますけれども、国民生活審議会の意見を聴かなければいけないということの意味だと思うんです。

国民生活審議会で消費者基本計画の案を決定すると。あるいは作成するというのとはかなり違う意味合いを聴かなければいけないという文言からして、出てくるのではないかなというのが第1点で、その辺で規制改革会議と一体どういうふうに違うのかという辺りについては、恐らく根拠になるべき法律の定め方が一体どうなっているかはちょっと私もその辺はわかりませんが、少なくともこの消費者基本計画の案、これは消費者政策会議という閣僚クラスのもので決めるんだと。しかも、その案を今度は閣議でオーソライズする。だから、正式に決定する機関は閣議なんです。

ですから、国民生活審議会の位置づけはどうかというと、その案を作成する段階で意見を聴かなければならないということになっている。だから、そこで法律上どの程度の積極的な位置づけというものが、そこから読み取れるんだらうかというのが、問題の所在はそこにあると思うんです。

あと、ここで実質的に消費者基本計画の案を策定するに当たって、国民生活審議会の意見を聴かなければいけないという趣旨からして、部会としては消費者基本法ができて議論が可能になった段階から、これを鋭意取り上げて何回も議論をしてきているということ踏まえて、しかし、先ほど品川委員の方からもありましたように、日付が17年3月31日になっているというので、ある意味で形式と実態とでずれが生じているという部分があり、そこに若干の違和感を感じます。しかし、議論を続けてきたことは確かだということなので、その辺はちょっと違和感があるという御指摘がありました。それらを含めまして事務局

の方、いかがでしょうか。

○田口国民生活局長 御指摘の点ですが、まず新しい消費者基本法の組立て方ですが、先ほど来、基本法 27 条の 3 項の、「会議は、計画の案を作成するときは、当審議会の意見を聴かなければならない」という条項が引用されておりますが、その前に第 2 項で、基本計画の案を作成するということについては、消費者政策会議が行うという規定になっています。消費者政策会議が計画の案を作り、その上で、それを政府として閣議決定するという仕組みになっているわけです。その基本計画の案を作成するに際して、当審議会の意見を聴かなければいけないということでございます。

したがって、計画の案自身は政策会議が策定する、このため、その事務局である私ども内閣府国民生活局で案の作成事務に当たってきたわけでありまして、ただ、それを突然、これが基本計画の案ですということで当審議会にお示しして、御意見を求めるということではなくて、その案の作成過程で実質的にいろいろ御意見をいただきながら、最終案を固めていくということで昨年秋以来、何度かにわたって御審議をいただいていたということでございます。

諮問が本日付で、かつ、本日答申を求めるという点に違和感がある御指摘がございましたが、例えば個人情報保護の基本方針の作成も同様の組立てとなっております。これは昨年行っておりますが、これにつきましても同様に実質的な審議は何回かにわたって当審議会の個人情報保護部会で行った上で、最終的に案が固まった段階で正式に諮問を行い、即日答申をいただくという形を取っております。そのやり方に今回もなされたわけですが、いずれにいたしましても、実質を積み重ねてきた結果として、こういう形を取っているわけでありまして。

原委員の方から御指摘のございました規制改革会議、これについては、今手元に詳細な根拠規定を持っているわけではございませんが、基本的に審議会に御提言をいただき、それを踏まえて政府として、別途、規制改革計画というものを閣議決定するという形になっているわけで、消費者基本計画とは仕組みが違うのかなというふうに考えております。

○落合部会長 原委員、どうぞ。

○原委員 補足でお願いをしたいんですけども、今、御回答はいただいたんですけども、私たちの任期というのはたしか 6 月までであると思うんですけども、まだ後半の検証の在り方とかその辺りについては、どのようにするかということの検討もしておりませんので、私としてはここの部会の責任として、どういう制度設計にして、次年度以降この仕組み、基本計画という制度をうまく運用していくことができるのかということについては、残された時間の中で再度検討を重ねていただきたいというふうに思います。

○落合部会長 それでは、冒頭から多少手続的とか形式的な議論だったように思いますが、要は実質の議論が十分なされているかどうか。その十分については、いろいろな見方もあるようですけども、部会長としては可能な限り議論をしてきたという、実質的な議論を重ねてきたと。その実質と形式とで多少ずれがある。

その形式について、いかにも法律家らしい問題提起があったわけですがけれども、それは、しかし実質の方を重視して考えればよろしいのではないかなということ、言わば入り口の議論はこのぐらいいたしまして、中身の方の御議論に是非入っていただきたいというふうに思いますので、中身につきまして、もう既に原委員の方から検証について十分な形の検証が行われるかどうか、これは非常に計画が実際に実現されるに当たってもものすごい重要なことなので、そこを更に議論をするべきではないかという実質に入った御議論がありましたけれども、それ以外につきまして、是非御意見をお願いしたいというふうに思います、いかがでしょうか。

高橋委員、どうぞ。

○高橋（伸）委員 中身の議論に入ることは重要ですが、その中身をどう反映するかという点で一言要望したいと思います。

この諮問、答申が形式的といいますか時間的、手続的な問題でこうなっているということは御説明いただいたわけですがけれども、答申案をいただいております、この書きぶりでいきますと、これは妥当であると。非常にシンプルなものになっていて、そして別紙の点について十分留意することを要望する、と。いただいている案が非常にシンプルなんです。国民生活審議会の関わりについて、国民の目から見た場合に、過去の議事録を詳細に読まない、これまで我々がいろいろ要望したり、検討してきたということ自体が理解できないというふうに思います。

国民生活審議会というのは、勿論行政の隠れみのもなければ、下請的な機関でもございませんで、その辺が先ほど規制改革のことをおっしゃった原委員の思いだと思いますし、私もその点は思いを同様にいたしております。

ということは、やはりこの答申にきちんと魂を入れていくという作業が私は必要だと思っております。ですので、中身に入る前にやはり答申をどう出すかという方法に関してコンセンサスがほしいと思います。答申案に基づいていけば、「本審議会は政府が標記計画を推進するに当たって」というところに、これまでもこうこうこういう経緯でこのようにかかわってきたけれども、「別紙の点について十分留意することを要望する」と修正する。別紙に関しては、今、出ている案ではなくて、これから私どもが話し合う案を十分に盛り込んだ形でお出しいただきたい、これが私の要望でございます。

○落合部会長 答申案につきましては、別途また議論をする予定なので、まだ答申案自体がお示ししていないわけなので、やや後で御議論をいただく部分だと思います。それは、勿論後で議論をしようということですがけれども、ほかに御意見ございますか。

長田委員、どうぞ。

○長田委員 先ほどの原委員から出ておりました検証、評価のところ、同じ意見を申し上げたいんですがけれども、今回の基本計画作成のところ、例えば今日の日付などにつきましても、前回の部会の際にできれば3月初めには開催をということで私も要望した記憶がございますけれども、正直言って動かさない状態になったところで意見を求められる

ものと、先ほど石戸谷委員がおっしゃったみたいに議論をしたものが審議会の部会の意見として出せるようなまでの状態のところの設定されるのとは随分意味が違ってくると思うんです。

確かに、何度か部会での意見も申し上げましたし、また別の場もあってパブリック・コメントや何かで私どもの意見をそれぞれ出してきましたけれども、それがどういう形で各省庁と折衝され、そしてこういう形で収まったという部分は、この部会の場の議事録や何かでは全く見えてこないところで担っていて、そうするとどうしてもぼっとこういうものがつくられてしまったというのが、国民的な目から言えばパブコメに対しての回答がまだ出ていないところでも基本計画の案がきちんとでき上がった形で、諮問されているところにもどうも私なんかは違和感が非常にあります。

それと同じで、検証、評価のところも検証して評価する段階のところを何とかこの部会の場できちんと作業の最初の段階から一緒させていただくということ。だから、これは私どもの6月までの任期の中には入らないかもしれませんが、次に段階でも、例えば四半期とか半期のところできちんと検証したり、評価していく部分を確保していくということが大事になってくるのではないかなというふうに私は思います。

○落合部会長 ほかにございますか。原委員、どうぞ。

○原委員 恐縮です。ちょっと準備をしてきましたので、内容的なところということなんですが、個別の項目については既に各省庁との調整も済んでいるので、新たに書き加えるのは難しいと御説明のときにお聞きいたしました。私としては、今回の基本計画というのは5年ということをめどに目標年次を定めて、作成をされるということになるので、5点ほどちょっと意見を述べさせていただきたいと思います。

1つは、5年間という非常に長期になるということで考えると、例えば9ページに「分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり」という項目があるわけなんですけれども、10ページにかけてだと④として「金融分野における投資サービス法制の検討」というのが書かれています。これはもう次年度でほぼ結論が出るということになります。そうすると、保険とか銀行とかも含めた金融サービス法の制定というような検討が本来なら書かれるべきだと思います。

隣の11ページの「消費者団体訴訟制度の導入」のところについても、既に検討が始まっている、検討が立ち上がろうとしているところが書かれていて、私としては、やはりここは5年というスパンで考えるのであれば、特商法の中への導入とか、こういった団体訴訟制度がスムーズに世の中に定着していくために、例えば行政にある情報をどう提供していくとか、そういう全体的な政策を進めていくための方策が入ってくるべきではないかということを考えておりますので、是非その点はほかの分野でもあると思いますので、お願いしたいと思います。

2点目は、横断的なところ。ここは、かなり意識して今回もそれぞれ各省庁共同でおやりになるところがかなり盛り込まれてきておりますので、ここは意識していらっしや

るかと思えますけれども、表示、金融、情報、環境、この辺りは非常に省庁が分かれていますので、是非横断化の視点はお願いしたいと思えます。

3点目なんです、調査とか苦情を生かしてほしいということで、苦情については苦情の項目のところに消費者政策に生かすという文言が入りましたけれども、調査については先日国民生活センターで、この年度の調査をしたものの報告書の発表というのがあったんですけれども、この中にグループホームを5,000ホーム調べた調査ですとか、美容整形について調べたもの、ITの中の子どもについて調べたり、大変優れた調査報告というのが出ております。こういった調査報告を是非苦情と並んで政策の中に生かす道筋をお願いしたいと思えます。

4点目は、地方の消費者行政の視点です。国の消費者政策というのが今回の中心になっていますけれども、消費者基本法の制定を受けて、消費者保護条例の改正というのが進んでいます。ですが、一方で非常に予算削減というところで、先細り的なのが今の地方の消費者行政とも思えますので、地方の消費者行政を活性化、現場を活性化する方策というのを視点として取り込んでいただきたいと思います。

5点目なんです、5点目は私今回の基本計画の中で大変期待をしている部分というのは、いろんな消費者政策とか調査とかの重複というのを時系列的にも避けていただきたいと思いますというのがあって、今回リコール制度の拡充の話が出ておりますけれども、リコールについては、もう1990年代から相当調査とか研究がなされていて、リコールについての報告書で大変優れているというふうに思っているのは、3年前に製品安全協会から出された報告書があります。ですから、そういうものをやはり生かしていく、だから数年経つとほかの省庁で同じテーマでやっているということ、私は長年この現場にいて感じていて、非常にもったいないと思っております、省庁横断的なところと時系列的なところでの重複というのを避けるということの視点も是非持っていただきたいと思います。

大変長くなりましたけれども、以上です。

○落合部会長 実質につきまして、更に是非御意見を承りたいと思えます。

石戸谷委員、どうぞ。

○石戸谷委員 答申の方については、では後ほどということで、各方面からの意見をいろいろ考慮していただいてというのは、それは全くそのとおりだと思って、そこは誤解のないように願いたいと思えます。

ただ、経済産業省の方との関係では、団体訴権がやはり特定商取引法の方に入らないという問題、割賦販売法、特定商取引法におけます指定商品制の廃止については、21世紀型消費者施策の見直しでも急ぐ事項として挙げてあったんですけれども、これも今回の基本計画の中にはっきり入っていないということがありますし、特定商取引法は改正されて11月から施行されているんですけれども、それとこれとはちょっとまた別の観点でありまして、それよりは独禁法の方も改正法ということですが、公正取引委員会の方は独禁法、景表法には団体訴権をきちっと基本計画の中に入っているわけなので、別の次元の話で

はないかなというふうに思います。

割賦販売法の関係では、抗弁権対抗の規定の整備ということ個人の方でも日弁連の方でも言っていたわけですが、これについても全く記載がないということで、ちょっとこの辺は是非今後見直しの中で検討をお願いしたい。

その意味では、基本計画の中におけます3ページの「緊要な消費者トラブルへの機動的・集中的な対応」の中で、新しい問題が次々入ってくるということで、それに対して機動的・集中的に対応するということで、それ自体は大変結構だと思うんですが、ただ、この書き方を見ていると、偽造キャッシュカード、その他ずっと例がありまして、監視・取り締まり、広報・啓発というふうなことで、基本法の中で消費者の権利がうたわれまして、それぞれについて国の責務が条文として入っておるわけですが、それを実現していくには、やはり基本法は基本法という枠組みで成立しているわけでありまして、その中身を具体化、現実化していくには、やはり法整備というのが必要な場面というのは、これは必ず出てくるわけでありまして「緊要な消費者トラブルへの機動的・集中的な対応」というものの中には、当然ながら単に既存の法律で取り締まるというだけではなくて、必要なルールは柔軟、迅速に対応して整備していくというふうなことを入れていただけないかということです。

○落合部会長 ほかに御意見ございますでしょうか。

品川委員、どうぞ。

○品川委員 私自身は今度の基本計画の策定過程は、パブリック・コメントもありますけれども、消費者団体と共催で内閣府が消費者団体その他から意見を聞く機会を東西で開いていただくとか、いろんな意味で消費者の声を聞きながら策定しようという努力は随分いただいた中身だと思いますし、そういう点で私どもが申し述べました意見についても、いろいろ努力して組み込んでいただいた計画案だなというふうに率直に言って思っております。

そんな意味では、この論議の一番最初にたしか何人かが話題にされていたと思いますが、今までありました消費者保護会議の決定というような、各省庁の考えておられる施策が年に一度まとめられる、電話帳みたいなものとの関係で言えば、かなり事前の各省との調整等も行った計画になっていると基本的にはそういうふうに思っています。

そういう点では、今後毎年この計画についても検証を行っていくということになっておりますから、そんな際も今回おやりになりましたように、できるだけ消費者団体の意見を聞く、あるいは消費者の意見も多様な形で聞き、意見交換するというふうなことも織り込みながら運用をしていただく必要があるということが1つです。

もう一つは、先ほども原委員が少し触れておられましたが「【具体的施策】」ということで21ページ以降に、アクション・プラン型にしようということでそれぞれの項目について実施時期をできるだけ記載してありますが、21ページ以降の「【具体的施策】」というのは、ほとんどが18年、19年度までです。

その点では、この計画自体は平成 21 年までの 5 か年計画ということですから、そんな意味ではこうした長期計画については、ローリング方式みたいな形で運用するということが多分にあり得るわけでありまして、現時点でそれを確認するというふうに必ずしも思いませんが、今後の運用の中では 5 か年後まで計画はこのままでいくということではなくて、2 年後、3 年後のところでもう一度計画自体も再検討するというふうなことも、今後の進行の中では考えることも必要なのではないかというふうに思っております、そんな発言をさせていただきます。

○落合部会長 ほかにこの計画の案の実質に関して、御議論ありますでしょうか。

原委員、どうぞ。

○原委員 まだあるんですが、追加的に次年度以降集中的に検討していただきたい分野ということで、2 点ほどございます。

1 つは国際化の観点です。これは、今回の組み立てが今ある、各省庁がおやりになっていらっしゃる消費者政策の中から、それを見ながら作成したというところがあったからかと思うんですが、国際化についてせつかく消費者基本法の中にも条文として盛り込まれました。今回の中からも拾うと IT の分野ですとか、OECD への参画とか、ISO への参画という辺りは入ってきているんですけども、もっと広い意味での国際連携というようなものが、食の運動の分野ではかなり大きな国際連携をやっておりますけれども、私は外務省などを通じてでもあると思いますので、この辺りを次年度ちょっと集中的に見ていただきたいと思います。

同様に競争政策の分野がちょっと弱いと思っていて、9 ページに景表法の話が出ていますが「景品表示法の厳正な運用」としか出ておりません。ただ、独占禁止法の改正ということもありますし、今の公正取引委員会がやっている消費者関連の競争政策というのは、私はすごく継ぎはぎのような感じがしていて、もっと何か抜本的な競争政策の中への消費者政策という位置づけは、落合先生も検討会で一昨年とりまとめていらっしゃいますけれども、私はあるというふうに考えていて、不当表示の拡充、不表示の検討、表示だけではなくて勧誘についてどう考えるか、クラスアクションの導入、不公正な取引方法に消費者取引ということを位置づけることができないかというようなことは、検討課題だと思っておりますので、次年度は是非この分野を集中的に取り上げていただきたいと思います。

○落合部会長 ほかに御意見ございますでしょうか。

御船委員、どうぞ。

○御船委員 3 点お願いしたいと思います。

第 1 は評価基準の検討です。20 ページの「計画の実効性確保」に入るのか入らないのか、どの辺に整理したらいいのか、考えがまとまっていませんが、例えば消費者教育というようなことを考えますと、どういうふうに評価をしたらいいのか悩みます。評価をするときの基準の検討というようなことも、ここに入れて解釈させていただきたいということが第 1 点です。

第2は表彰の位置づけです。環境教育に関して、表彰を経済産業省がやると書いてあります。以前から消費者教育に関しても表彰などで効果を高めていくということはやられていると思います。教育だけではなくて、事業者の消費者支援とかあるいは相談者の方の表彰などもやられていると思うんですが、こういう消費者に関わる政策を効果的にやる1つの形として表彰というようなことがいろんな分野でやられていると思いますので、整理して、効果を高めるための政策と考えていただければと思います。

第3は情報の循環です。「【具体的施策】」の中には情報収集をするというようなことが33ページに書かれています。これは先ほど原委員もおっしゃっていたと思うんですが、子どもの消費者教育の進展とかあるいは消費者意識とか、そういう情報がないというのが最近いろいろ調べていてわかってきました。

ところが、一方、子どもの消費者意識の調査などについては文科省で単発的にやられているとかということも伺います。そういう意味では、調査をする、実態を把握する、そしてそれを精査して、積極的に情報提供していくことが求められます。

国民生活センターの方でP I O - N E Tで収集しているようなものを調査に生かしていくというような情報の循環をさせて政策に繋げていくことも含んでいることを確認したいと考えております。以上です。

○落合部会長 ほかにございますでしょうか。

それでは、委員からの御意見を伺ったということで、意見をとりまとめたというふうに思いますので、ちょっとその準備のために、ここで10分程度ちょっと休憩をさせていただきます。私の方から案を示させていただこうというふうに思っております。ちょっと休憩をいたします。

(休 憩)

○落合部会長 それでは、再開させていただきます。

ただいまお手元に配りました文章にありますように、消費者基本計画の案につきましては、消費者基本法の趣旨にかんがみて妥当であるという答申をします。それとともに政府が基本計画を推進するに当たっての当審議会の要望というものも併せて、それに付けて出したいということでもあります。

若干説明をさせていただきますと、答申の本体は今、申し上げたとおりですが、別紙で当審議会の要望というものを出そうということなのですが、先ほど高橋委員の方から既に御意見が一部出ていましたけれども、簡略にすぎるのではないかというような御意見も出ておりましたけれども、私の考えでは消費者政策会議というものは、閣僚でもって構成される会議ということで、そこで本題的に問題になることは、まさにグランドデザインという基本的な事柄を議論するところであるということですから、そういう機関に対して要望を出すといった場合に、余りにも具体的な事項までも列挙してやるというのは適切でないだろうと。

消費者基本法というものができて、我が国としての消費者政策のグランドデザインとい

うものを持って、消費者政策をこれからやっていくという、そういうグランドデザインに直接関連する部分について本審議会としての消費者政策会議に対する要望を出そうということで、言わばそういう基本的な問題に絞るということから3項目ということになっているわけでありませう。

まず第1の第1項ですけれども、これは消費者基本法に基づいて初めての消費者基本計画というものがつくられるという時期に当たって、消費者基本法に掲げられている消費者基本法の基本理念、これは消費者の権利の尊重と消費者の自立支援を具体化していくことであると。これをもう一回消費者政策会議においても明記していただくということで、それをまず最初に明らかにして、国民が安心して充実した暮らしを営むことができる社会を築く上で、これが重要な課題であると。そして、やや具体的なことをその次に入れようということでもあります。これを踏まえ政府は、消費者契約の適正化、安全の確保、消費者教育の推進等のための施策に積極的に取り組んでいくことと。

この部分につきましては、実はパブリック・コメントの内容というものを反映させようということが1つ考えられております。パブリック・コメントは全体として、事項別でいきますと606件の意見が寄せられたわけではありますが、その中で非常に要望というか意見が多かった項目というものが、この要望の中に取り組もうということで、それがまず最初は消費者契約の適正化という問題、安全の確保という問題、消費者教育の推進という問題、これがパブリック・コメントの中では非常に御意見が多かった項目でありますので、これは部会の議論でもこの問題については各委員の方々からも御意見が出されていたということもあり、したがってこの部分については具体的な項目という形で挙げると。これらのための施策に積極的に取り組んでもらいたいということを挙げたということになります。

今度は第2項の方に移りますけれども、これは消費者基本法に基づくグランドデザインというものを閣僚レベルの機関において決定を行うと。最終的な閣議を決定すると、そういう形と言わばグランドデザインを策定し、グランドデザインに基づいて消費者政策というものを、今後は進めていくんだという消費者基本法の精神がそこにあるわけですので、政府全体として同計画を強力に推進していくことを要望したい。

ただ、ほうっておきますとグランドデザインをせっかくつくって、それを実行しようとしても現在の状態だと、全体としてそれを指揮、コントロールするという部分というのは、現行の組織では不十分な部分があるわけなので、その部分が何らかの形でしっかりしてもらわないと困るということで、第2文になりますが、その際、内閣府はリーダーシップを十分発揮し、本計画を強力かつ効果的に推進することというのを入れたわけでもあります。グランドデザインを実施するに当たってのコーディネートは是非内閣府が十分なリーダーシップを取って、ばらばらに行われるということがないように全体としてのコーディネートをやってもらいたいというのが、ここの要望の趣旨であります。

と同時に、内閣府だけではなくて関係省庁においても消費者の視点から消費者政策を強力に推進する専門の部署の整備・充実を図ることと。消費者政策の専門の部署がまだ十分

でないという官庁機関もあるわけなので、そういう状態ではグランドデザインを実際に実現していくということでは、不十分だということで関係省庁においても、そういう専門の部署の整備・充実を是非図って、消費者基本計画というものが確実に実現されるようにやってもらいたいという、そういう趣旨の要望であります。

そして第3項、これは部会の議論にも出てまいりましたがけれども、消費者政策会議が毎年行う検証、評価、監視、これが結局本当にグランドデザインが実際に実現に向けて着実に進歩しているのかどうか、その辺がしっかりとえられないと結局デザイン倒れになってしまうということがありますので、検証、評価、監視の重要性ということを閣僚の方々にも十分理解してもらいたいということであって、そして、そうすると検証、評価、監視という非常に重要な部分、グランドデザインを実行していくに当たっての重要な部分については、当審議会の意見というものを十分に踏まえて、検証、評価、監視の実施というものをやってもらいたいということを第3項として要望しよう。

消費者基本計画の案をつくる段階では、審議会の意見を聴くけれども、その案が実際の検証、評価、監視というところについては、審議会の意見は聴く必要がないというようなことがないように、当審議会の意見を十分に踏まえて、その実施に当たってほしいということを消費者政策会議の閣僚の方々にも、それを要望したいということであります。

先ほど休憩を取る前の議論の中で、委員の御意見にもありましたが、具体的な部分を一体どうするかという問題、18年度とか19年度とか、非常にそういう意味では5年計画の中では、かなり前半部分のものが挙げられていると。それが、そのまま5年というような形で見直しがなされないままに進むというのは、問題ではないかという御意見があったわけですがけれども、それも第3項の検証、評価、監視ということでカバーすべきものであって、もう既に達成をしたということであるとすれば、それに代わるべきものは何になるのかという辺りも、当然検証、評価、監視ということに入ってくるであろうということでもあります。

そして、この点につきましては、基本計画の案の20ページの4の(2)というところの一番最初の段落のところ「消費者政策会議は、毎年、計画の進捗状況につき、検証、評価、監視を行い、その結果を公表するとともに、当該結果に基づき、計画の必要な見直しを行う」と。

この必要な見直しというものの中に、先ほど部会の委員の方々が提起された御懸念というものも、そこで対応するということになるはずだし、その際には、この要望の参考にありますように、当審議会の意見というものが十分反映されるようにしてほしいという要望を併せて行うと。

法律上は、あくまでも消費者政策会議がやるんだということになっているわけですがけれども、当審議会としては当審議会の意見を十分踏まえて、その実施に当たってほしいという要望をしようということでもあります。

大体、この答申の案について、どういう考えに基づいてこれができ上がっているんだと

ということにつきましては、私が今、説明したとおりであります。

それでは、このとりまとめの案につきまして、いろいろ御意見があらうかと思いますが、高橋委員続きで是非お願いします。

○高橋（伸）委員 意見の前に1点お伺いしたいと思うのですが、私はこの案の3のところは極めて重要だと思っているのですが、基本計画の方の20ページには検証、評価、監視に関して、非常にシンプルな書き方しかされていないという状況です。

それで質問ですが、当計画は各省庁の施策を束ねたもので、各省庁ごとに行うことになっている政策評価にも係る案件だと思うのですが、消費者基本計画全体としての評価というのにも必要です。各省庁の政策評価と全体のプロジェクト評価との関係をどういうふうにとらえておられるのかということに関して、御当局にお伺いしたいと思います。

○落合部会長 それでは、まず事務局の方からお願いします。

○服部消費者企画課長 各省庁で取り組んでおります政策評価は、重点的に評価すべき分野を計画的に設定しております。必ずしも消費者政策の分野を毎年評価するわけではないというふうに認識しております。私どもの方の評価は、消費者政策という観点から横断的に毎年行っていくというものでございます。

また、具体的な枠組みにつきましては、私どもの方も検証、評価、監視、これはこの計画の今後のコアになるものだと十分重く認識しております。具体的に検討を真剣に進めていきたいというふうに考えております。

○落合部会長 そういう意味では、グランドデザイン全体としての検証、評価等のものについては、要望の中の「当審議会の意見を十分に踏まえ」という、当審議会がその部分については、大きな役割を果たすべきではなかろうかというふうには思っております。

ほかに御意見ございますか。高橋委員、どうぞ。

○高橋（伸）委員 引き続き意見ということで、よろしくお願ひいたします。

現在、経済財政諮問会議の方から「政策評価と予算の連携に関して」という非常に重要な課題が出ておまして、政策評価の結果によって予算がどう確保できるかという局面に入ってきていると思います。

プロジェクト全体としては、確かに17年度から動き始めても2、3年経った段階で全体の評価というものが出てくるんだろうと思うのですが、それに至るまでの段階で各省庁が、行政評価局などが重点的に見ているようなところをきちんと達成していないと、19年ぐらいになったときに私は非常に大変なことになるのではないかと思っているんです。

といいますのは、今、行政評価局の方で政策評価の作業にも関わらせていただいているのですが、その点から見ますと、やはり各省庁の政策評価というものを政策会議の方がきちんと見て、一緒にやっついていかないと、消費者基本計画全体としてまとまりを持って推進していくことが非常に難しいというふうに感じます。

ですので、政策会議としての評価に関しての考え方というのは、国民生活審議会の方がかなり積極的に意見を出しながら、もう来年度はちゃんとできるような形を持っていかな

いといけないと思っております。その点はいかがでしょうか。

○田口国民生活局長 この基本計画の検証、評価、監視でございますが、今回この計画が決定されますと、毎年ということでございますので、基本的に1年以内に第1回目の検証、評価、監視を行うと。その過程におきましては、当審議会でも十分御検討をいただくということになろうかと思えます。

具体的な検討の仕組みと申しますか、体制ということになるかと思えますが、第1回目の検証、評価、監視の時期を念頭に置きながら、しかるべき時期から当審議会で御検討いただきたいというふうに思っております。検討の仕組み、体制も含めて今後検討をしていきたいというふうに思っております。

○落合部会長 原委員、どうぞ。

○原委員 今よろしかったですか。済みません。

次の話になりますので、大変恐縮ですけれども、3のところに検証、評価、監視となっているのですが、これは基本法の中で既に書かれているので難しいのかもしれませんが、私としては実質的に勧告になるように進めていただきたいと思えます。

先ほど各省庁がやっている政策評価との関係の話で、御回答があったときに横断的な課題というのが消費者政策には多いので、横断的に見てどうかというところも十分視野に入れて検討しますというお話しだったんですけれども、そういう観点からすると、実はホワイト情報という銀行の残高情報というのがあるんですけれども、こういったものを多重債務防止とか、ほかの観点からの情報交流というのが行われていて、これが適正かどうかということ、今後どういう制度設計をしていこうかという話をしているときに、経済産業省は非常にやる気なのですが、金融庁が余りやる気がないと。そういうときに、金融庁にやいなさいと言っていたらいいかと思うのです。

環境ラベルについても、経済産業省と環境省でほぼ似たような環境ラベルをやっているわけで、やはりここは何かもう少し統一的な環境ラベルがやれないのかとか、そういうような案件が幾つもあります。

それから、投資サービス法の検討をしておりますけれども、商品先物取引は経済産業省と農水省が育成という観点から所管をしている。でも、消費者保護の観点から私は金融庁の投資サービス法の検討の中に入ってきていただきたいと思っていて、そういうことを考えると横断的に消費者政策を見るのであれば、監視だけではなくて、勧告というところまで、実質的に勧告ということができるような仕組みにまで持って行っていただきたいと思えます。

○落合部会長 その点も含めて今後、今、田口局長が言われたみたいに見直しの時期を目途にどういう形で、この審議会として役割を果たしていくかという議論の中で、今、原委員が提起された問題も含めて検討していくということになろうかと思えます。

長田委員、どうぞ。

○長田委員 質問なんですけど、今の田口局長のしかるべき時期というのは、大体どのぐら

いの時期を念頭に置いていらっしゃるのか教えていただきたいんです。

○田口国民生活局長 毎年の検証、評価、監視というのをどの時期にやるかということですが、基本的には計画の決定から、1年以内にやるということになるかと思います。検証、評価、監視のとりまとめをする時期が、こういう年度末なり年度初なのか、年の真ん中なのか、その辺は政策の実施ということを考えながら、見極めていきたいと思います。いずれにいたしましても、こういう基本計画を作って、それに沿って政策を実施していく、その実施状況がある程度見極めた上で、検証、評価、監視を進めていくということになりますので、そういった点を考慮しつつ時期を検討していきたいというふうに思います。

○落合部会長 ほかに御意見ございますか。高橋委員、どうぞ。

○高橋（伸）委員 関連で申し上げたいと思います。

各省庁の政策評価は、年度末のものが非常に遅く提出されて予算に反映されにくいという問題がありました。今は8月ぐらいを目途に各省庁が出してくるわけですが、国民生活審議会あるいは政策会議としては、それを見てからどうこうということに多分なると思うのですけれども、その前に勿論動き出さなければいけないはずで、そこから考えていきますと、やはり国民生活審議会あるいは政策会議として、工程表をきちんとつくっておくべきではないかなと思います。

つまり、基本計画としてこういう評価をこういう時期にやりますから、それまでに何々をしてくださいということを省庁に連絡しておかないと、まさに各省庁の政策評価が総務省に提出され、それが返ってきた段階から国民生活審議会がタッチするような形になるのは、私はまずいというふうに思っております。

ですので、我々の任期は6月までですけれども、6月までの段階で重要な検証とか評価につきまして、きちんとした工程表といいますか、タイムスケジュールをこのメンバーでつくって、次に送っていくというぐらいの感覚でいけたらというふうに思っています。

言うまでもなく効率的、効果的な行政の推進ということが言われているわけですので、いずれやりますではなくて、早くから関係者が心づもりとして、いつやるんだということがわかっていることが私は重要だと思います。

以上です。

○落合部会長 ほかに御意見ございますでしょうか。

石戸谷委員、どうぞ。

○石戸谷委員 冒頭の話とも絡みますけれども、結局こういう形だと答申として基本計画自体については、主文のとおりで妥当であるということしか審議会の意見としてはないということになり、なお書きで計画の推進に際しての要望というようなものが出ているわけですけれども、推進に際してこういう形で審議会としてのちゃんとした要望が出せるということなんであれば、それ以上に基本計画そのものの作成についての要望というようなものは、それぞれの委員が言っているということではなしに、審議会としてこういう要望をするということが言えるわけだと思いますし、そのために国民生活審議会の意見を聞くと

なっている関係だと思うので、次以降は、是非そういう運用にしていきたいと思いません。

基本法の非常に重要な運用のところなので、ちょっと私の方もいろいろ意見があるかもわからないと思って、日弁連の意見をつくるに際しては、ここはかなり議論をしていただいて、ごらんになっていないかもしれませんが、1月20日付で基本計画に対する意見書というのは、パブリック・コメントの中で提出しておるわけですけれども、そのところに国民生活審議会の意見の出し方については、きちっと指摘をしてありまして、国民生活審議会として意見をとりまとめて、消費者政策会議に提示をするように運用されるべきであると。それを尊重して作成すべきだと。特に必要な部分において、関係省庁が必ずしも積極的でないような場面においては、国民生活審議会における意見が果たすべき役割は大きいと考えるという形で意見をまとめているのであって、決してこれは私個人がわあわあ言っているというようなものではないので、是非そういう形でお考えいただきたいというふうに思います。

それが第1点です。

検証、評価、監視は、これは基本法の中にうたわれている話でありますので、あれなんですけれども、それと同時に基本計画の変更についても規定がありまして、消費者基本計画の変更というのは、当然あり得る事態として条文を置いているわけでありまして、状況がどんどん変わってくるといったときに、5年計画とは非常に長いですので、今みたいにどんどん時代が変わってくるという場面においては、当然変更ということがあるかもわかりません。そこは、検証、評価、監視の結果、これは変更しなければいけないというのが当然出てくると思うんですけれども、そこであれば、変更をちゃんとやってもらいたいということも入れておくべきではないか。

先ほどの緊要な消費者トラブルへの対応のところとも関連するんですけれども、これは推進に当たっての要望の方ですけれども、そういうことが重要ではないかというふうに思います。

ただ、今回の基本計画そのものの中に必要な場合は法整備をどんどん行うというふうに入っているのであれば、別に変更の必要はないかと思うんですけれども、ちょっと読み方がよくわからないんですが、先ほどの「緊要な消費者トラブルへの機動的・集中的な対応」のところには、既存の法律で重点的に対応するみたいなふうにも読めるし、そうでもないようにも読めるので、もし既存の法律で集中的に対応するという意味なのであれば、そうではなくて新しく法整備をしてということ、やはりどこかに入れておかなければいかぬだろうというふうに思いますので、最後の部分については、どんどん新しい事態が出てきたときの基本計画、それが入っていないからといってやらないというわけではなくてどんどんやっていくと思うんですけれども、その場合、基本計画は変更しないでどんどんやっていくという考え方でお考えになっているのか、そうではなくて、どんどん新しい事態が出てきて、いろんな問題に法整備や何かが対応していくという場合は、ある程度計画その

ものを見直しながらいくというふうなことなのか、何かちょっとその辺のイメージについてちょっとお伺いしたいです。

○落合部会長 当然のことながら消費者基本法の中に計画の見直しというのが入っているわけですから、計画を実行している過程の中で計画自体の見直しが必要になれば消費者政策会議において、その点を検討するはずであるし、それは法律でまさにそれを要求していることであろうと思いますので、法律が要求している事柄を要望として一々列挙するかということも勿論1つの考え方としてはあり得るわけでしょうけれども、その点は消費者計画というものを強力に推進していくということを我々としては要望しているわけですから、その強力な推進のために必要なことであれば、従前の方法を改正するということがありますでしょうし、新しい法律をつくる必要があれば当然つくる必要があるのです、それには計画を強力に推進するということから導き出せるはずであるというふうに考えております。

規制緩和を非常に進めていこうという中で、法律による規制が万能でないということは明らかでありますので、何でも法規制で対応すればいいというわけではないわけですから、必要な法律が本当に必要なかどうかという点も含めて、立法による対応のプラスマイナスということも十分考慮して、消費者計画の推進に当たる各官庁、その主任者である関係者においては、それらを十分考慮して対応していただきたい。それが強力な推進を要望するの中に含まれている部分だというふうに私としては、そのつもりでこの要望を書いたつもりであります。

第1点のなお書きのところ、言わば計画をつくる段階そのものについてのあれがないのではないかというような指摘があったんですけども、それは今日の冒頭でも少しやりとりがありましたけれども、まさに消費者基本計画の案をつくるという過程で、この部会としては積極的に関与してきたつもり、部会長としてはそういうつもりですし、パブリック・コメントも行い、国民各層の意見を消費者基本計画の中に盛り込もうという努力も可能な範囲内で精一杯やったつもりであります。

したがって、そういう過程を経てつくられた消費者基本計画については、これを強力な推進、実施というものを要望するという組み立てで要望案はできており、別に消費者政策部会で決を取ったわけではありませんけれども、部会の全体的な意思としては十分体现したものであるというふうに私としては考えております。

ほかに御意見ございますでしょうか。糠谷委員、どうぞ。

○糠谷委員 事務局にお伺いをした方がいいのかもしれないんですけども、皆さん方の御意見、委員の方々の御意見を伺っていて、要望の別紙の3のところ、あるいは計画作成のプロセスにおいても、今、部会長おっしゃいましたように、実質的には審議会の意見が委員の意見を十分取り込みながらというのは、そのとおりだと思うんですけども、形の上で、例えば3の場合に検証、評価、監視に当たって意見を十分踏まえと。審議会が何を言ったかというのが、表に出ていないんです。

例えば、計画作成のプロセスでも十分あったけれども、最後は政策会議からこの意見でしたと、はい結構ですと。それで、計画のときはそれでやむを得ないかもしれないんですが、例えば検証、評価のときには、これは何か受け身でやりますという印象が強いわけです。それを審議会としては、こういう意見がありますというような出し方をできるのかできないのか、あるいはするつもりがおありなのかどうなのか。

例えば、経済計画の場合は、ちょっと記憶が定かではないんですけども、形の上では諮問があって経済審議会がつくって、閣議決定をするとういうことでしたね。閣議決定するから、事前に案をつくる段階で各省の意見が入ってくるというのは、あり得るわけですけども、そういう形だから計画のフォローアップというのは、もう審議会がある意味では自由にできたということがあったように記憶をしています。ですから、そのプロセスがどういうやり方が、この評価、監視のときにあるのかということのお考えをちょっとお聞かせいただくと、皆さん方ももうちょっとしっくり落ちるという感じもするんです。

○落合部会長 あとでまた事務当局の方から補足していただきたいと思いますが、第3項は、決して受け身の姿勢を示したというつもりはございませんで、これは検証、評価、監視について当審議会が意見を積極的に述べていくんだという、そういう意味ではむしろ積極的な要望を消費者政策会議の方にしたいという気持ちで、この3項は提案しておりますので、もし消極的というような読み方が出てき得るとすると、起草者の意思はそうであると。これは積極的なつもりで書いたものであるという起草者の意思を是非併せて御理解いただきたいというふうに思います。

原委員、どうぞ。

○原委員 たびたびで恐縮です。

私、追加修文をお願いしようと思っております、糠谷さんの方からおっしゃっていただいたんですが、3項のところは検証、評価、監視だけになっているというのが少し消極的に見えて、私はやはりこの検証の前に、先ほどの変更の話もございましたけれども、策定という文言を入れると全体的にこの審議会が関わるということになるのではないかなと思って、策定という文言を、毎年行う策定、検証につなげていただくということではお願いできないでしょうか。

○服部消費者企画課長 検証、評価、監視の結果として、ここは蓋然性の問題かも知れませんが、論理的にはその結果を踏まえて見直しということで、そこで必要になれば計画の見直しすることになっておりますので、そういったことも含めて、もうここで検証、評価、監視ということを書いておれば、おのずとその結果を踏まえて見直しというふうになっておりますので、読み込めるというふうに思っております。

○落合部会長 その点は、先ほど私がちょっと触れましたように、基本計画自体の中の20ページの4の(2)のところ、検証、評価、監視を行い、計画の必要な見直しを行うという部分があるので、だから、ここは基本計画自体の組み立て方としても見直しを含んで

いるというふうに考えられるわけで、あえてわざわざそこを言う必要はないだろうと。なくても基本計画案と併せれば可能であると、こういうことです。

○原委員 やはり、あえて入れた方がいいと思います。

○服部消費者企画課長 出し方だと思うんですけども、要望としてのプレゼンテーションとして、これはまさに今できたところですよ。進捗に応じて見直すというのは、これはもう当たり前の話だと思っているんですけども、それをはじめから見直しという言葉を入れるのがいいのかどうなのか、これはスタイルの話かも知りませんが、それはよくプレゼンテーションの仕方としてよくお考えいただく方がよろしいのかなと思います。

○落合部会長 どうぞ。

○田口国民生活局長 糠谷委員の方からお話しのございました基本計画をつくるときの当審議会の関与が薄いのではないかということかと思いますが。

○糠谷委員 いえ、そういう意味ではない。つくるときはあれだと思えます。今は見直しというか検証のことを言っているんです。

○田口国民生活局長 検証、評価、監視の時点におきましては、まさに課長が申しあげましたように当審議会で検証、評価、監視の過程に実質的に関与していくということで、その結果、必要があれば見直しも行なっていくということになりますし、その点については基本計画自体の中に盛り込まれていると思えます。

○落合部会長 糠谷委員、どうぞ。

○糠谷委員 私もOBだから応援の方に本当に入った方がいいんですが、応援のつもりなんですけれども、この要望の別紙の方は、これは多少の修文がお許しいただけるんだとすれば、今の皆さん方の御指摘を3のところ、私も見直しを今、書くというのは時期尚早だというのは服部課長が言われたとおりの気がします。

検証、評価、監視は極めて重要であるで切って、修文は別として当審議会としても積極的に検討していく所存であるので、その意見を十分踏まえ実施に当たりたいとか、何かちょっとそうするとこちら側は積極的にやるという趣旨が入ってくるので、もし御検討いただければ、そんなことはいかがかということでございます。

○落合部会長 趣旨については、異論はないわけなので、いかに表現するかという問題であると思いますので、ちょっとその点は、では部会長に一任していただくということではよろしゅうございますか。

いろいろ要望につきましては、各委員それぞれ御意見がおありかと思えますけれども、最大公約数、そして初めてつくられる消費者基本計画というものに対して、国民生活審議会が作成及びその後の検証、評価、監視についても積極的な役割を果たしていくということとを明らかにして、それを是非消費者政策会議の方でも十分考慮して対応してほしいという要望をするという案で、是非御了承のほどをお願いしたいと思います。いろいろ御意見はおありになるかと思えますけれども、それでよろしゅうございますか。

では、そのようにさせていただきます。そういたしますと、国民生活審議会議事運営規

則第7条第1項というのがあるんですけども、部会の議決は会長の同意を得て審議会の議決とすることができるというふうにありますので、国民生活審議会の会長である私の同意の下に、これを国民生活審議会の答申というふうにさせていただきたいと思います。

それでは、本日予定していました議事は以上ですけれども、田口国民生活局長から一言挨拶をお願いいたします。

○長田委員 済みません。その前に1つだけ、ごめんなさい。

今後の予定のことなんでございますけれども、6月まで任期があるということで、その中で是非やっていただきたいことを2点お願いしたいと思います。

1つは、団体訴訟制度、この後午後から委員会が開かれますけれども、もう今日の議論の後にとりまとめの作業が始まるんだと思いますが、最終的に例えば6月にその報告書が出てきて、それが部会の意見になるというような形ではなく、とりまとめの段階のところで、一度部会委員の意見を言わせていただく場をつくっていただきたいと。

申し上げている意味がおわかりかどうかわかりませんが、でき上がったものではないところで、一度意見を言わせていただきたいということ。

もう一つは消費者契約法の見直しの作業が計画の中に入っているわけで、事務局の中でももう実際的な作業が始まっていらっしゃるというふうには伺っておりますけれども、是非この部会でも実質的な議論を極力早目に始めていただきたいという、その2点をお願いしたいと思います。

○田口国民生活局長 団体訴訟制度につきましては、今、検討委員会の方で主要な論点につきまして議論を進めています。

今後4月以降、検討委員会としてのとりまとめの段階に入っていくということでございます。検討委員会といたしましては、当審議会の委員の任期を踏まえまして、6月ごろ最終的なとりまとめをするということで審議を進めていただいているわけでございます。

6月のとりまとめに向けまして、大変精力的な御議論をいただいております。また、さまざまな御議論がございますので、それをコンセンサスとして報告書にとりまとめる作業というのは、まだいろいろ議論を尽くさなければいけないという状況で、日程的に申しますと、大変タイトな状況になっております。

当部会としては、この検討委員会に具体的な制度設計の審議を付託し、そのとりまとめを是非6月中にやっていただきたいということで山本委員長にお願いをしているわけでございます。まずは検討委員会としてのとりまとめを非常にタイトな日程の中でお願いしなければいけないという状況でございます。

それを踏まえて、当部会に御報告をさせていただくということでございますが、これまでの過程におきましては、部会の御意見もできるだけ反映していくということで昨年も当部会の御意見を伺う機会を設けさせていただきました。今この段階で、当部会においてまた新たに実質的な討議を内容に踏み込んでするというのはなかなか難しいことかと思いますが、検討委員会で報告書がまとまりましたら、当部会の委員の方々にも速やかに御説明

し、部会の開催につなげていければというふうに考えております。

○落合部会長 それでは従来なかった、つまり消費者基本法というものができて、消費者政策はグランドデザインを立てて、その戦略を立て、それを実行していくんだというシステムが、これから初めて動き出すということで、その消費者基本計画の案の作成につきましては、部会の委員の方々の熱心な御意見は非常にありがたく思っておりますし、部会としての存在意義を十分発揮できたのではないかというふうに思っております。

最後に田口国民生活局長から一言お願いいたします。

○田口国民生活局長 本日は、消費者基本計画の案について、答申をとりまとめていただきまして大変ありがとうございました。

今後、政府におきましては、来週4月5日に消費者政策会議を開催し、この基本計画の案を決定するとともに、8日にも閣議決定をする予定でございます。

本日当審議会からいただきました御要望を重く受け止め、政府一体となって、この基本計画を強力かつ効果的に推進してまいりたいと思っております。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○落合部会長 どうもありがとうございました。

最後に、では事務局から事務的な連絡をお願いいたします。

○服部消費者企画課長 消費者基本計画の案につきましては、国民生活審議会からただいま答申をいただきましたので、4月5日火曜日の消費者政策会議で計画案を決定するとともに、閣議決定を行う予定としております。

以上でございます。

○落合部会長 それでは、御熱心な御議論ありがとうございました。

それでは、本日はこれにて閉会ということにさせていただきます。